平成２８年（フ）第１１４号
長野県松本市野溝木工２丁目８番７号
債務者　昌川眞士こと　曺　　眞士
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３５号
長野県松本市大字里山辺1561番地５　コーポ末広１－Ａ
債務者　岩田　謙斗（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５９号
山口県周南市上迫町10番４－303号
債務者　林　　和枝
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４７号
山口県下関市清末中町２丁目４番34号　吉田健介方、前住所山口県下関市上新地町５丁目１番Ｃ　706号
債務者　岡本祐紀子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
山口県下関市南大坪町１番16号
債務者　手島　悦子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
山口県下関市川中本町１丁目15番15号
債務者　ヘアースタジオＴＯ－ｙこと　福永つよみ
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
山口県下関市長崎町１丁目２番20―1005号
市営竹崎改良住宅11
債務者　金井勇気こと　金　　勇気
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
熊本市中央区本荘４丁目10番11―301号、前住所熊本市中央区本荘３丁目８番35号　405
債務者　金丸　直澄
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
宮崎県日向市大字富高7079番地５　ＳＡＦＥＣＯＦＩＥＬＤ２―11号
債務者　尾形　佑規
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９０４号
愛知県小牧市大字二重堀中西浦780－８　リバティ中西浦201、住民票上の住所愛知県豊川市伊奈町慶応23番地４
債務者　深瀬　裕之
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７号
青森市問屋町１丁目２番21号　ＴＡＰシリーズ問屋町　105号
債務者　小村　光広
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
神奈川県横須賀市森崎３丁目５番Ｎ―509号
債務者　大澤　厚子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４８１号
名古屋市天白区笹原町1303番地　コートメゾン25　301号
債務者　堀江さとみ
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１８１号
大阪府豊中市豊南町西２丁目15番２号
債務者　花房　　匠
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０８号
大阪市淀川区十三東２丁目３番16―401号
債務者　善家　良春
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２７年（フ）第２１４６号
札幌市北区新川西２条２丁目11番15号
破産者　藤原　潤一
1　主文　当裁判所が平成28年７月13日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「岡山　潤一（旧姓穴田）」とあるのを「藤原潤一」と更正する。
2　決定年月日　平成28年８月５日
札幌地方裁判所民事第４部